

女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人山口市社会福祉協議会行動計画 〔令和4年度版〕

女性が能力を高めながら継続就業でき、管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成31年2月1日～令和6年1月31日まで（5年間）
- 2 本会の課題
正規職員に占める女性職員の割合は約64%と非常に高い一方、管理職に占める女性の割合は令和4年1月1日現在23.5%である。
- 3 目標
女性が能力を高めながら継続就業できる雇用環境を整備する中で、管理職に占める女性の割合を35%以上にする。
- 4 取組内容と実施時期
 - 令和4年4月～ 働き方改革の取組の実施
 - 有給休暇の取得率の促進①
 - ・個人別年次有給取得計画表の提出と実行（嘱託・臨時職員）
 - 時間外抑制の推進①
 - ・ノー残業デーの励行と実施日〔毎月11日・26日（3月・4月を除く）〕の周知
 - 令和4年4月～ 山口市男女共同参画推進審議会委員の選出（総務課長）及び会議への出席
 - 令和4年4月～ 育児休業に関する相談窓口を本所総務課に設置し、職員に周知
 - 令和4年5月～ ●時間外抑制の推進②
 - ・MYノー残業デー（曜日）月別計画書の提出と実行
 - 令和4年8月～ 育児休業制度（出生時育児休業含む。）の意義や制度の内容、申請方法等に関する研修の実施
 - 令和5年1月～ ●有給休暇の取得率の促進②
 - ・個人別年次有給取得計画表の提出と実行（正規・継続雇用職員）
 - 令和5年3月～ 女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備について職員の意見を聴取（現状確認）〔毎年3月に実施〕